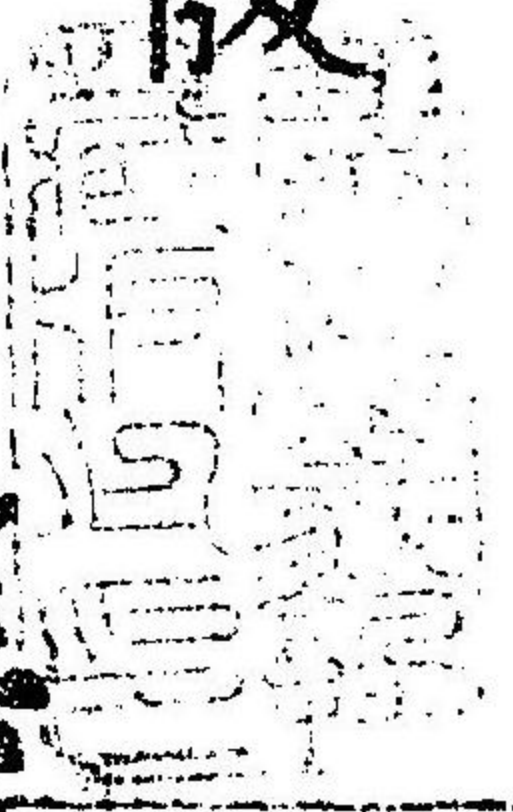


明治六年一月一日發

十月一日

改曆辨  
福澤諭吉著

慶應義塾藏版





改曆辨

大陽曆と大陰曆との辨別

福澤諭吉 著



此度大陰曆を止て大陽曆とす一明治五年十二月三日を明治六年一月一日と定めたるハ一年俄小二十七日の相違ふて在間よ其を怪む者も多からんと思ひ西洋の書を調べて彼の國へ行そる大陽曆と古来支那日本等不用る大陰曆との相違を示すこと左の如し







小六億里の道を走ることなり大陽暦此の勘  
定を本小して日輪の周囲小地球の一廻する間  
と一年と定めたるものなり然る小此一廻の間  
丁度三百六十五日なりバ千年も万年も同  
小て差支ふき苦なきとも六十五日の上端一六  
時といふものなりて毎年六時づつ後き四年目  
小ハ四六二十四時即ち一日の後となるゆへ四  
年目小ハ一日増して其間小地球を走らしめ丁  
度本の愚小行付を待つなり即是閏年なり右の

如く大陽暦ハ日輪と地球とを照し合せて其互  
小釣合ふ愚を以て一年の日数を定たるもの也  
忽春夏秋冬寒暖の差毎年異なりことふく何月  
何日といハ丁度去年の其日と同一時候にて  
種を蒔く小も稲を蒔く小も態々替を出して節  
を見る小及むも去年の彼岸ハ三月の三十一日  
か色ハ今年の日彼岸も丁度其日なり且毎年の日  
数同様なりゆへ一年と定めて約条したる事ハ  
丁度一年の日数小て閏月の為ハ一箇月の損徳



あることなり其外の便利ハ一々計へ擧る不及  
をざるまとなり唯此後ハ所謂晦日小月を見る  
ことあるぐ一敷を知らざる無學の人ハ一時  
目を驚かすもの不便ゆへ人々文盲人の不便ハ氣  
の毒ふぐら顧る小暇ゆへ其便不便ハ暫く閑  
き末ニ角小日輪ハ本なり月ハ附ものなり附も  
のを當おせむして本小由せ曆を立るハ事柄小  
於て正しき道といふべし  
大陰曆ハ月を目當おしして定る曆の法なり月

ハ此地球の周圍を廻るもの小く其實ハ二十七  
日と八時小て一廻もれども日と地球と月と  
の釣合小て丁度一廻して本の處小歸る小ハ二  
十九日と十三時なり大陰曆ハ毎月十五日の夜  
小圓き月を見る趣向なりとも右の二十九日と  
十三時を十二合せて十二箇月としてハ三百六  
十五日小足らむ即ち月ハ既ニ十二度地球の周  
圍を廻るたきども地球ハ一日と日輪の周圍を  
一廻せざるなり此差九二年半余小して一月計



なるゆゑ其時小至り閏月を置か十三月を一年  
 とす地球の進で本の裏小行付を待たり又こ  
 こを譬へば以て三百六十五文拂ふべき借  
 金を毎月二十九文五分づゝの餘口小て十二箇  
 月拂へば一年小九十一文づゝの不足あり十一  
 文づゝ二年半余も滞らば大抵三十文計りの  
 引負となりべし閏月ハ即ちこの三十文の引負  
 を一月小まゝとめて拂ふことゝ知るべし右の次  
 弟小て大陰曆ハ春夏秋冬の節小拍らば一年の

日數を定るものふれハ去年の何月何日と今年  
 の其日とハ唯唱めり同様なりとも四季の節ハ  
 必ず相違せり故小入梅上用彼岸ふとて農業  
 の節ハ一々曆を見ざれば叶えぬあらとて  
 且又これよでの曆小ハつとね吉凶を記し黒  
 日の白日のとり記りてかゝね日柄を定たはバ  
 在間小曆の廣く引く不と迷の種を多く増し或  
 ハ婚禮の日限を延し或ハ轉宅の時を縮め或ハ  
 旅立の日小後進て河止小逢ふり或ハ暑中

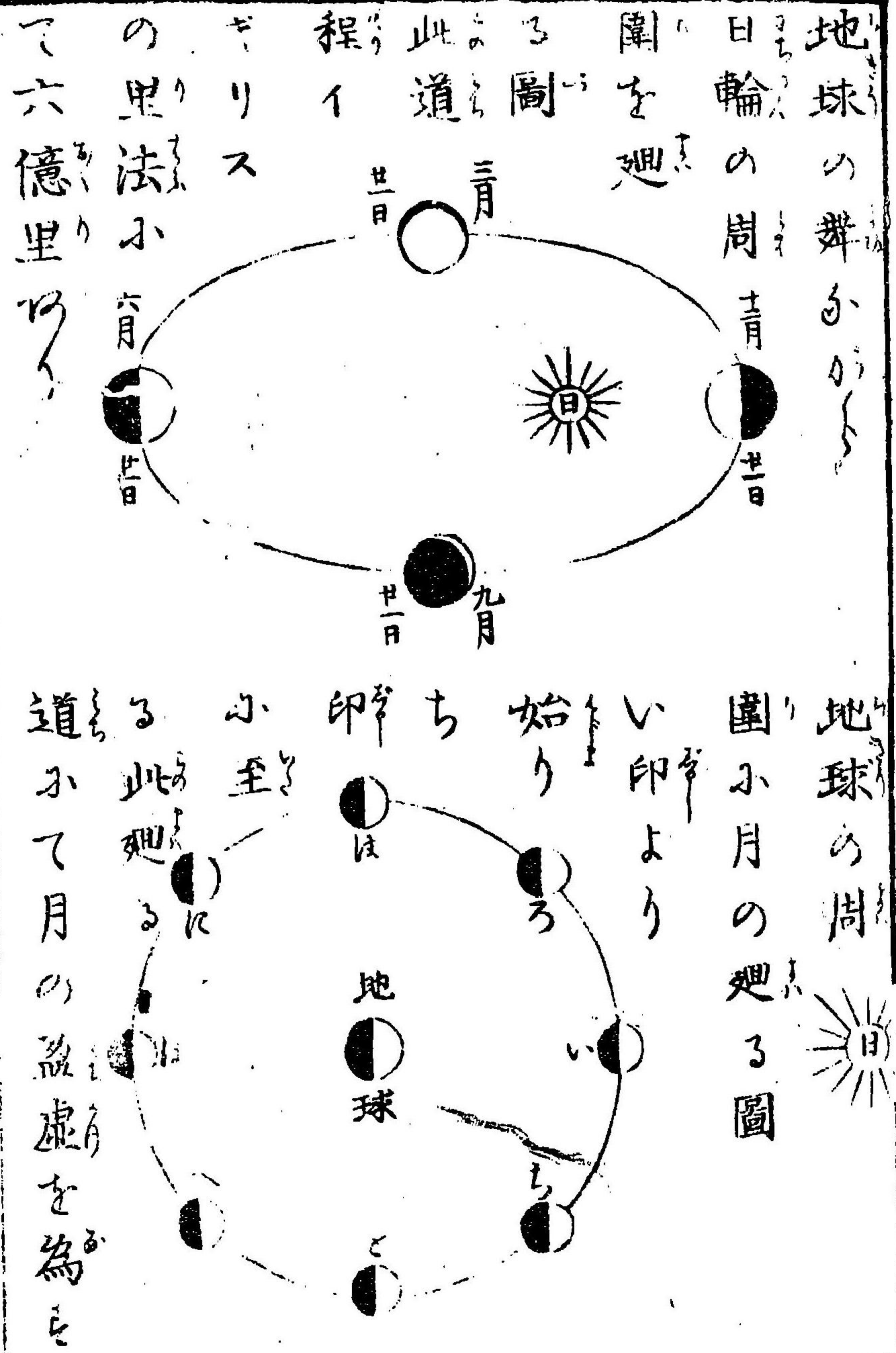


小葬礼の日を延して死人の齋敗するも一  
年と定めたる奉公人の給金ハ十二箇月の間小  
も十兩十三箇月の間小も十兩なりハ一箇月ハ  
たゞ奉公見らるるたゞ給金を拂ふ何れ小も一  
方の損なり其外の不都合計る小違り小是皆  
大陰曆の正一かどきる惠なり  
右の次第小て此度大陰曆を改めて大陽曆と為  
成小二十七日の差を起したきども亦も怪  
む小足らざる事実の損小も以て是禮小も以て

千萬歳の後小至るまで世の便利を増したる小  
と稱て人たる者ハ常小物事小心を留め世小新  
ら小き事の起ること何れハ例故りて斯る事  
の出来小本とよく其本を詮索せざる小  
其本の由縁とさへ辨るハ如何なる新事たる事  
小ても怪む小足るものなり此度の改曆小ても  
其小を知らざりし十二月の三日ハ正月の元日  
小も計じ以て夢中小こまを聞き夢中小  
これ傳へふハ其小驚くべき事小也と平生



人の讀書べき書物と讀く物事の道理を解  
 してよく其本を尋きしやしも不思議なる事  
 あり故に日本國中の人民此改替を怪む人  
 必き無學文旨の馬鹿者なり其きを怪しきる  
 者必き半生學問の心裁巧る知者なり其  
 此度の一条は日本國中の知者と馬鹿者とを  
 別する吟味の問題といふも可なり





ウ井キの日の名

西洋にてハ一七日を一ウ井キと名づけ廿間日  
用の事大抵一ウ井キにて勘定せし警ハバ日雇  
賃亦ても借家賃亦ても其外物の賃借約束の日  
限皆何きも一ウ井キ小付何程とて一七日毎小  
切を付ること我邦にて毎月晦日を限ふるが  
如し其一七日の唱左の如し

- ウ井キ日
- 月曜日
- 火曜日
- 水曜日
- 木曜日
- 金曜日
- 土曜日
- 日曜日

チユウスデイ

火曜日

エンスデイ

水曜日

サアスデイ

木曜日

フライデイ

金曜日

サタデイ

土曜日

右の如く定てソニデイは休日にて商賣も勤も  
何事も休息することむろりの我邦の元日の如

一年の月の名



一年ハ十二小かち十二箇月とを其名と日の数  
 尤の如し

月の名	日の数
ジヤニユエリ	三十一日
ヘブリユエリ	二十八日
マアチ	三十一日
エプリル	三十日
メイ	三十一日
ジュン	三十日

ジムライ	七月	三十一日
アウグスト	八月	三十一日
セプテンバ	九月	三十日
ヲクトラバ	十月	三十一日
ノメンバ	十一月	三十日
デセンバ	十二月	三十一日

右の如く一三月四月五月を春と一六月七月八月を夏と一九月十月十一月を秋と一十二月一月二月を冬とをるなり



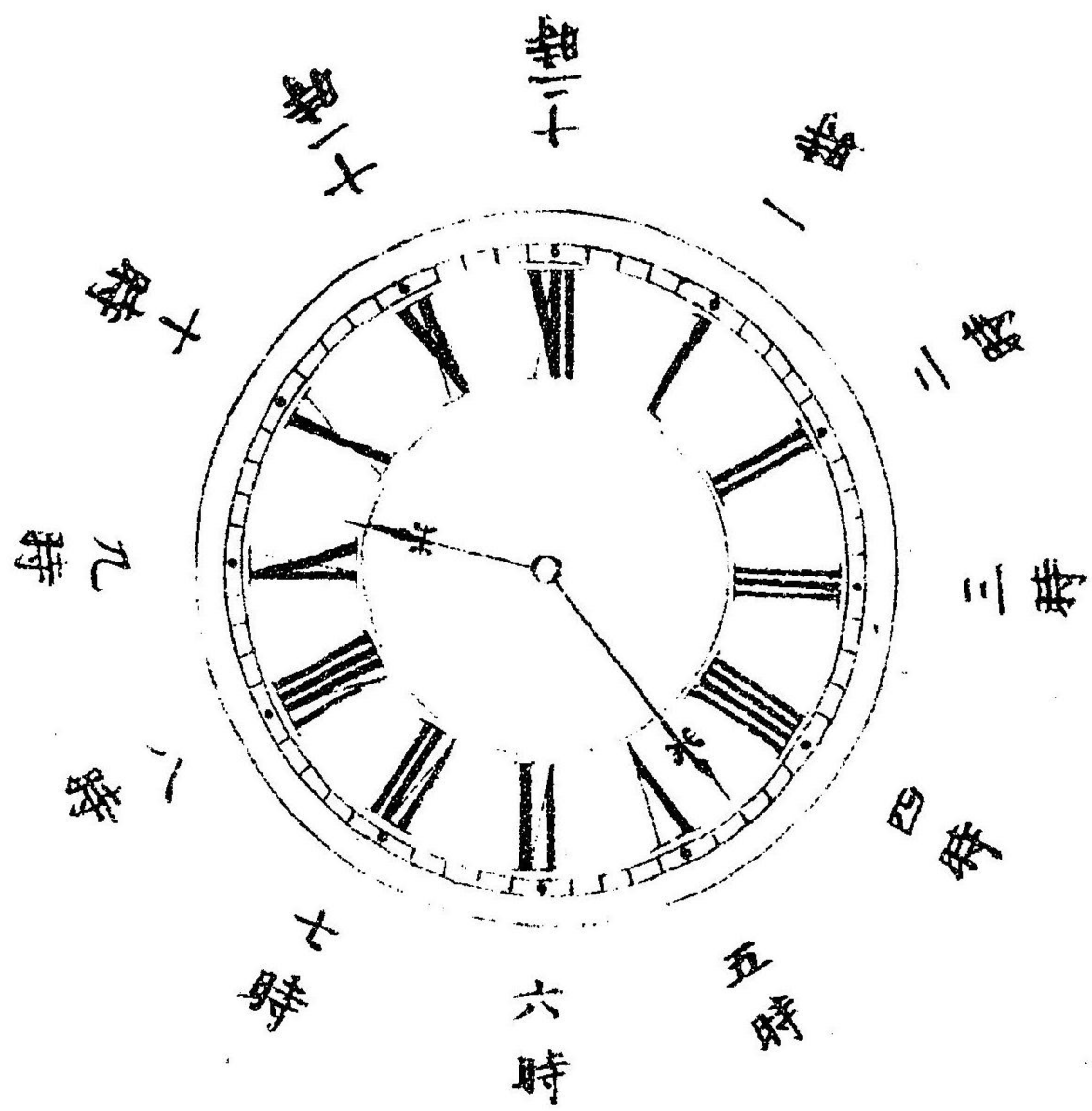
時計の見様

西洋小てハ一昼夜を二十四時小分つ由る彼の  
一時ハ日本の旧半時を其半時を六十小分て  
小ルを一分時(ニウト)といふ亦この一分時を  
六十小分て一セカンドと云ふ一セカンドハ大  
抵脈の一動小同ト叔時計の盤面を十二小分ら  
短針ハ一昼夜小二度づ廻り長針ハ二十四度  
づ廻る仕概よせ先づ正午又ハ夜半十二時  
を本としこの時小ハ短針も長針も正しく重なる

合て十二時の所を指とこれより段々小右の方  
へ廻り短針の一時を指とすればハ長針ハ盤面を  
一周して六十分時を過ぎ又十二時の裏小戻り  
ふれより亦次第小進と短針の一時と二時との  
間小来るとればハ長針も盤面を半小廻りて三十  
分時と過ぎ丁度六時の所小来より故小時計を  
見て時を知れば先づ短針の指と所を見て次ぎ  
小長針の居所を見るべし譬へハ短針の指と所  
九時と十時との間小して長針の指と所二時の



# 時計の計圖



夏ふれ九時過ぎ十分時ふりと云ふことなり  
 又此短針九時と十時との間を半過ぎて十時の  
 方小迫寄り長針も進で八時の所小来きバこれ  
 を十時前二十分時と云ふ即ち其二十分時とハ  
 長針の十二時の所小至る迄二十分時与ると云  
 ふこと外て何れも長針ハ十二時を本小盤面  
 小ゆる六十の点を計へて何時何分時と云ふこ  
 とを知るバ左小示し時計の圖ハ九時過ぎ二  
 十分時の處なり



製本所

東京芝三島町

和泉屋

中



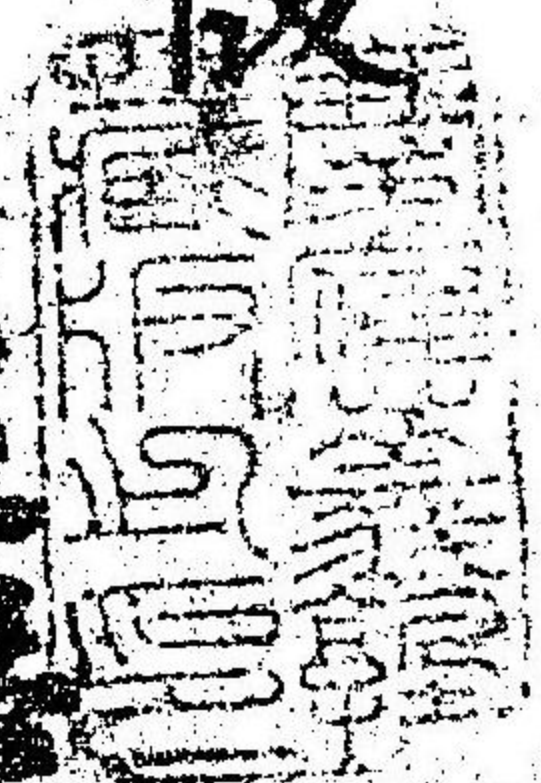
明治六年一月一日發行

十月一日



改曆辨  
福澤諭吉著

慶應義塾藏版



056241-000-1

特56-868

改曆辨

福澤 諭吉/著

M6

CAK-0136

